

令和 7 年度

福岡市脱炭素先行地域推進支援業務委託

提案競技実施要項

令和 7 年 5 月

環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課

目 次

1 業務委託契約の概要	1
2 提案競技参加資格等	1
3 提案競技スケジュール（予定）	2
4 提案に関する問い合わせ（質問書）	3
5 提案競技参加申込書等の提出	3
6 提案書等の提出	5
7 審査	6
8 契約交渉者との協議と契約締結	6
9 留意事項	7
10 提出先・問い合わせ先	7

【添付資料】

資料 1 「提案競技実施要項」※本紙

資料 2 「仕様書（案）」

資料 3 「提案項目、評価基準、配点表」

〔様式〕

様式 1 「質問書」

様式 2 「提案競技参加申込書」

様式 3 「委任状」

様式 4 「誓約書」

様式 5 「役員名簿」

様式 6 「財務諸表（個人用）」

様式 7 「辞退届」

様式 8 「同類または類似業務の実績表」

参考 契約書（案）

1 業務委託契約の概要

(1) 件名

令和7年度 福岡市脱炭素先行地域推進支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務の目的

第5回脱炭素先行地域に選定された提案内容を基に脱炭素先行地域内の事業を推進するための各種業務支援を目的とする。

(4) 提案限度価格

10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

※上限を超える場合は、失格とする。

(5) 委託内容

資料2「仕様書（案）」のとおり

2 提案競技参加資格等

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

(7) 複数の事業者が共同企業体（以下、「コンソーシアム」と言う。）として参加する場合は、応募時にコンソーシアムを形成し、代表団体を定めること。その他条件は以下のとおりとする。

※ 各構成員が参加資格を満たしていること。

※ 各構成員は、本提案に関する2件以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

※ 応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められない。

3 提案競技スケジュール（予定）

	日程
(1) 募集開始	令和7年5月8日（木）
(2) 質問受付	令和7年5月14日（水）午後5時まで
(3) 質問書への回答	令和7年5月16日（金）までに随時 福岡市ホームページに掲載
(4) 申込書等提出期限	令和7年5月21日（水）午後5時まで
(5) 提案書提出期限	令和7年5月26日（月）午後5時まで
(6) 審査	令和7年6月上旬（6月2日予定）
(7) 最優秀提案者決定	令和7年6月上旬（6月6日予定）
(8) 契約締結	令和7年6月上旬（予定）

※説明会は開催しません。質問がある場合は、質問書を提出していただきますようお願いいたします。

4 提案に関する問い合わせ（質問書）

（１） 提出期限

令和７年５月14日（水）午後５時まで

（２） 提出方法

様式１「質問書」を使用し、電子メールで提出すること。提出した旨を「10 提出先・問い合わせ先」に記載の電話番号に連絡すること。

（３） 質問書への回答

提出された質問書に対しては、ホームページにて随時回答を行う。なお、（１）の期限内に提出された最終の質問書への回答は、令和７年５月16日（金）午後５時までにを行う。

※ 質問への回答を掲載するホームページアドレス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html#002>

5 提案競技参加申込書等の提出

（１） 提出期限

令和７年５月21日（水）午後５時まで

（２） 提出先

「10 提出先・問い合わせ先」記載のとおり

（３） 提出方法

（４）に記載の書類について、「持参」又は「郵送」にて提出すること。

※「持参」による場合の受付時間は、平日の午前10時～午後５時とする。

※「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

（４） 提出書類

以下の書類のうち、イ～オについては、提出日前３か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、イ～ケの提出を免除する。

ア 様式２「提案競技参加申込書」

注１）コンソーシアムで申し込む場合は、様式２に加え、構成員一覧（構成員の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名、及び担当者職名、氏名、連絡先を記載のこと（任意様式））及び協定書（任意様式）を提出すること。

イ 登記事項証明書（法人の場合）

注１）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

ウ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注１）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名

称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

エ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

オ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

カ 委任状(様式3)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

キ 誓約書(様式4)

注1) 様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

ク 役員名簿(様式5)

注1) 様式5に、代表者及び役員(カの委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう(監査役、監事、事務局長は含まない。)

ケ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式6をもとに作成のうえ提出すること。

(5) 提案競技参加申込辞退届の提出

提案競技参加申込書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和7年5月23日（金）午後5時までに様式7「辞退届」を提出すること。

(6) 注意事項

コンソーシアムで申込む場合は、構成員全てについてイ〜ケを提出すること。ただし、上記免除の対象となる場合は、提出を免除する。

6 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時まで

(2) 提出先

「10 提出先・問い合わせ先」記載のとおり

(3) 提出方法

(4)に記載の書類について、「持参」又は「郵送」にて提出すること。

※「持参」による場合の受付時間は、平日の午前10時～午後5時とする。

※「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(4) 提出書類

下記①から③までの書類を、正本1部、副本7部紙で提出するとともに、PDFデータ（副本）を電子メールで提出すること。

※正本には提案者名（法人の場合は企業名、個人の場合は屋号または氏名）を記載し、副本には、全般にわたって提案者名（企業名等）がわかるような記述を一切しないこと。副本には、こちらから提示する参加者の識別記号を1枚目に記載すること。）

① 提案書 正本1部、副本7部

- ・ 提案書の様式は任意、A4 サイズ、枚数制限なし
- ・ 資料3「提案項目、評価基準、配点表」の項目に沿って、記載すること
- ・ 提案書には表紙の次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。

② 見積書（本業務に要する経費） 正本1部、副本7部

- ・ 様式は自由、A4 サイズ、枚数制限なし
- ・ 経費の内訳については、可能な限り詳細に記載すること。

③ 同類または類似業務の実績表（様式8） 正本1部、副本7部

- ・ 本業務と同種または類似業務の実績があれば、必要事項を記入し提出すること。（実績がない場合、提出不要。）
- ・ コンソーシアム で参加の場合は、事業者ごとに実績表を作成し提出すること。

(5) その他

- ・ 1 事業者 1 提案とし、複数の提案は認めない。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。
- ・ 期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなす。
- ・ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。
- ・ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とする。

7 審査

本提案競技では、提案書による厳正な書類審査、提案者ヒアリング等を行い、本市が設置する評価委員会における提案内容の評価を踏まえ、最優秀提案者を決定します。

ヒアリング対象者については、別途、個別に日時、実施場所等を通知します。

(1) 審査

審査は、資料3「提案項目、評価基準、配点表」に基づいて行います。

なお、評価点の合計が 60 点に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案者となりません。

また、提案者が 1 者のみの場合は、評価点の合計が 60 点以上場合に、最優秀提案者とします。

※出席者は 1 者あたり 3 名以内とする。

※説明は本業務に係る主担当者によるものとする。

※説明は提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めない。

(2) 結果通知

令和 7 年 6 月上旬（予定）

全ての提案者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者については、福岡市ホームページにおいて公表します。

8 契約交渉者との協議と契約締結

(1) 契約交渉者

市において決定した最優秀提案者を契約交渉者とします。

(2) 契約の締結

決定後速やかに市と契約交渉者との間で最終的な仕様等を決める協議を行い、契約内容詳細について合意に達した後、業務委託契約を締結するものとします。

なお、最優秀提案者が辞退、その他の契約条件が合致しないなどの理由で契約締結に至らなかった場合は、提案者のうち順位の高い者から順に、契約交渉の相手方とすることができるものとします。

(3) 契約保証金

本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがあります。

9 留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合は失格とします。
- (2) 提出書類については、明らかな誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な変更を除き、提案内容を変更することはできません。
- (3) 提案に係る費用はすべて提案者の負担とします。また、提出された書類等は返却しません。
- (4) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となります。
- (5) 提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、選定に係る審査を行う場合、選定後に事業計画等の内容を公表する場合、情報公開を行う場合その他市長が必要と認めるときには、提案者の承諾を得ずに全部又は一部を使用し、複製することがあります。
- (6) 提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- (7) 本委託業務の全部又は主な部分を第三者に再委託することは禁止します。
- (8) 審査結果に関する質問には一切回答しません。

10 提出先・問い合わせ先

福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課 担当：江澤、石本

〒816-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 13 階

電子メール：datsutanso-shakai.EB@city.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-711-4282